

船荷証券の電子化から「トークン法」への期待

金融ニューズレター

2024年9月13日号

執筆者:

有吉 尚哉

n.ariyoshi@nishimura.com

1. 商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱の採択

2024年9月9日に開催された法制審議会第200回会議では、「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」¹（以下「本要綱」）が採択され、法務大臣に答申されました。本要綱は、船荷証券（商法第3編第3章第3節）の電子化²について法令を整備することを内容としており、法制審議会商法（船荷証券等関係）部会において2022年4月から2024年8月まで行われた審議の結果を踏まえたものになります。具体的なスケジュールは明らかになっていませんが、今後、本要綱を踏まえて商法の改正などの立法手続がとられることが見込まれます。

本稿では、本要綱の概要を紹介した上で、船荷証券に留まらない証券・権利一般の電子化（トークン化）の立法の可能性について考察します。

2. 本要綱の概要

本要綱では、電子化された船荷証券を示すものとして「電子船荷証券記録」という概念を設けることとしています。具体的には、船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録のうち、特定情報処理システム³において作成され、及び管理されたものであって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置がとられているものを「電子船荷証券記録」としています。

そして、紙の船荷証券の占有又は所持に代わるものとして「電子船荷証券記録の支配」の概念を、交付又は引渡しに代わるものとして「電子船荷証券記録の提供」の概念を、裏書に代わるものとして「電子裏書」の概念を、それぞれ設けるとされています。

電子船荷証券記録の支配 (占有・所持に対応)	特定情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあること
---------------------------	--

¹ <https://www.moj.go.jp/content/001424574.pdf>。要綱案の内容がそのまま要綱として採択されています。

² 本要綱では、複合運送証券（商法769条）及び倉荷証券（商法第2編第9章第2節）の電子化のための所要の整備を行うことも言及されていますが、本稿ではこれらの証券については説明を省略します。

³ 「特定情報処理システム」とは、電子船荷証券記録を作成し、及び管理するために用いられる情報処理システムであって、電子船荷証券記録の支配及び電子船荷証券記録の提供に係る事項を適正かつ確実にを行うために必要な技術的措置がとられているものをいいます。

電子船荷証券記録の提供 (交付・引渡しに対応)	特定情報処理システムにおいて、運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、その指定する者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者となるようにするための措置をとること
電子裏書 (裏書に対応)	特定情報処理システムにおいて、電子船荷証券記録に当該電子船荷証券記録の提供をする者の氏名又は名称及び当該電子船荷証券記録の提供を受ける者の氏名又は名称を記録し、当該記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置をとること

なお、2023年3月8日に公表された「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案」⁴では、「電子船荷証券記録の支配の移転」という概念を設けることが提案されていましたが、法制上の理由もあり、最終的に本要綱では「電子船荷証券記録の提供」の概念が示されています。

その上で、本要綱では、①船荷証券の交付に代えて電子船荷証券記録の提供をする場合の規律、②電子船荷証券記録の記録事項、③電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れに関する規律、④白地式電子裏書に関する規律、⑤電子船荷証券記録上の権利を有する者による運送品の引渡請求に関する規律、⑥電子船荷証券記録と船荷証券の転換に関する規律などを定めることがまとめられています。

今後、本要綱に沿った立法がなされた場合には、電子船荷証券記録に関して船荷証券と基本的に同じ法律関係を生じさせることになり、船荷証券の電子化に関する法制度が整備されるものと考えられます。

3. トークン法への期待

これまでも一定の電子的な記録に私法上の効力を認める法制度は存在します。具体的には、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度や、電子記録債権法に基づく電子記録債権制度などがあげられます。もっとも、これらの制度はいずれも所定の要件を満たして当局から指定などを受けた記録機関（振替機関、電子債権記録機関）が発生や移転などを記録したものに限って法的な効力を認める制度になっています。

これに対して、本要綱で提案されている電子船荷証券記録は、特定情報処理システムに記録される電子記録に法的な権利を認める制度です。ここでは記録機関ないしシステム提供者の存在は前提とされておらず、ブロックチェーンによる記録も電子船荷証券記録の対象になり得ると考えられます。このように一定の資格を有する記録機関を必要とせず、電子的な記録に私法上の効力を認める法制度は、既存のものとは異なる画期的な制度であると評価できます。

この点、本要綱で取りまとめられた法制度はあくまでも船荷証券（及び複合運送証券と倉荷証券）の電子化を実現するものであり、その他の証券や権利の電子化を認めるものではありません。もっとも、「記録の支配」や「記録の提供」といった概念を定めて、記録機関の存在を前提とせず一定の要件を満たすシステムに記録される電子記録に私法上の効力を認めるというコンセプトは、電子船荷証券記録以外の電子的な記録にも応用できるものと考えられます。

現行法の下では、暗号資産やセキュリティトークン（デジタル証券）、NFT（Non-Fungible Token：非代

⁴ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00192.html

替性トークン)などの電子的なトークンに関する私法上の法律関係を定める法令は存在せず⁵、権利関係が必ずしも明確とならなかつたり、トークンの十分な活用ができなかつたりする場面があります。そのため、船荷証券の電子化に関する立法がなされた後には、電子船荷証券記録の制度設計を参考にして、実務上、取引の対象となる他の種類の電子的な記録、さらには電子的なトークン一般についての法律関係を定める立法が検討されるべきではないでしょうか。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

⁵ 暗号資産については、資金決済に関する法律に基づき暗号資産を取り扱う暗号資産交換業者に対する規制が定められていますが、暗号資産に関する私法上の法律関係が定められているわけではありません。